資料3

三井住友海上火災保険株式会社
プレゼン資料

平成31年3月25日
「認知症バリアフリー」に関する懇談会

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

Copyright 2018 © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

1. 三井住友海上の概要（平成30年3月末現在）

経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、
活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

会社概要

三井住友海上火災保険株式会社	
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台3-9
設立	大正7年（1918年）10月21日
正味収入保険料	1兆5,003億円
従業員数	14,572名
国内ネットワーク（営業）	485課支社
国内ネットワーク（損害サポート）	221センター　専門スタッフ8,280名
代理店数	40,267店
海外ネットワーク	42ヵ国・地域で事業展開

※三井住友海上はMS&AD インシュアランス グループ ホールディングスの中核企業の1つです

Copyright 2018 © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

2. 認知症サポーター養成の取組

MS＆ADインシュアランスグループ中期経営計画『Vision 2021』

レジリエントでサステナブルな社会をめざして

2018年度サステナビリティグループ共同取組として、
『認知症サポーター養成講座』の受講を推進。

新規受講者数：約2,000名
（MS＆ADグループ全体：約6,000名が新規受講）

（ご参考）研修の様子

研修状況

- 東京本社ビルで計7回
- 全国12拠点でグループ共同開催
- 三井住友海上で約2,000名が新規受講
（グループ全体で約6,000名が新規受講）

Copyright 2018 © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

3. 超高齢社会を支える取組(「元気で長生き」を支える)

「元気で長生き」を支える

「人生100年時代」を迎え、生涯現役を実現するための健康予防や充実したセカンドライフを支える資産形成策の提供等を通じ、「元気で長生き」を支えます。

リスクを見つけ
お伝えする

リスクの発現を防ぐ
リスクの影響を小さくする

リスクが現実となった時の
経済的負担を小さくする

【健康促進・病気予防】

(例)ココカラダイアリー

ココロとカラダの健康づくりをサポートする
スマホ向けアプリ

【超高齢社会を支える商品・サービスの提供】

(例)親族連絡先制度(家族eye)

保険契約者の親族を事前登録し。本人と連絡が取れない時の緊急連絡先として活用。

家族をつなぐ親族連絡先制度
家族Eye

【介護への対応】

(例)介護休業時の給与を補償する保険

仕事と介護の両立を支援する団体保険制度を導入し、介護離職の防止に貢献。

Copyright 2018 © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

4. 認知症に関する取組

認知症の人にやさしい商品・サービスの開発

高齢化の進展や認知症高齢者に関わる事故などの社会環境の変化を踏まえて、認知症の人にやさしい保険商品・サービスの開発を進めています。

（例）自動車保険「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」の新設

- 平成31年1月1日より、商品改定。（業界初）
- 運転者が責任無能力者のため損害賠償責任を負わず、かつ、その責任無能力者の監督義務者が不在または監督義務者の責任が認められない場合の被害者救済費用を補償します。
- 運転者の責任能力の有無やその家族の監督責任等の事実確認の調査を待つことなく、迅速な被害者救済を図ることが可能となりました。

（ご参考）補償範囲のイメージ

○：補償対象　×：補償対象外

	運転者に責任能力あり	運転者に責任能力なし	
		監督義務者あり	監督義務者なし
改定前	○	△※	×
改定後	○	○※	○

※改定前は、監督義務者が運転者の自動車保険の被保険者に含まれない場合（運転者と別居している場合等）は補償対象外でした。
改定により、対人賠償保険および対物賠償保険の被保険者の範囲に「責任無能力者の監督義務者」を追加しました。

Copyright 2018 © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

4. 認知症に関する取組

認知症の人にやさしいまちづくりへの貢献

認知症神戸モデル（神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例）

- 平成30年4月1日より、条例施行。
- 新たに創設する認知症診断助成制度と事故救済制度を組み合わせて実施。
- 財源は超過課税の導入により、市民が広く負担する全国初の取組。

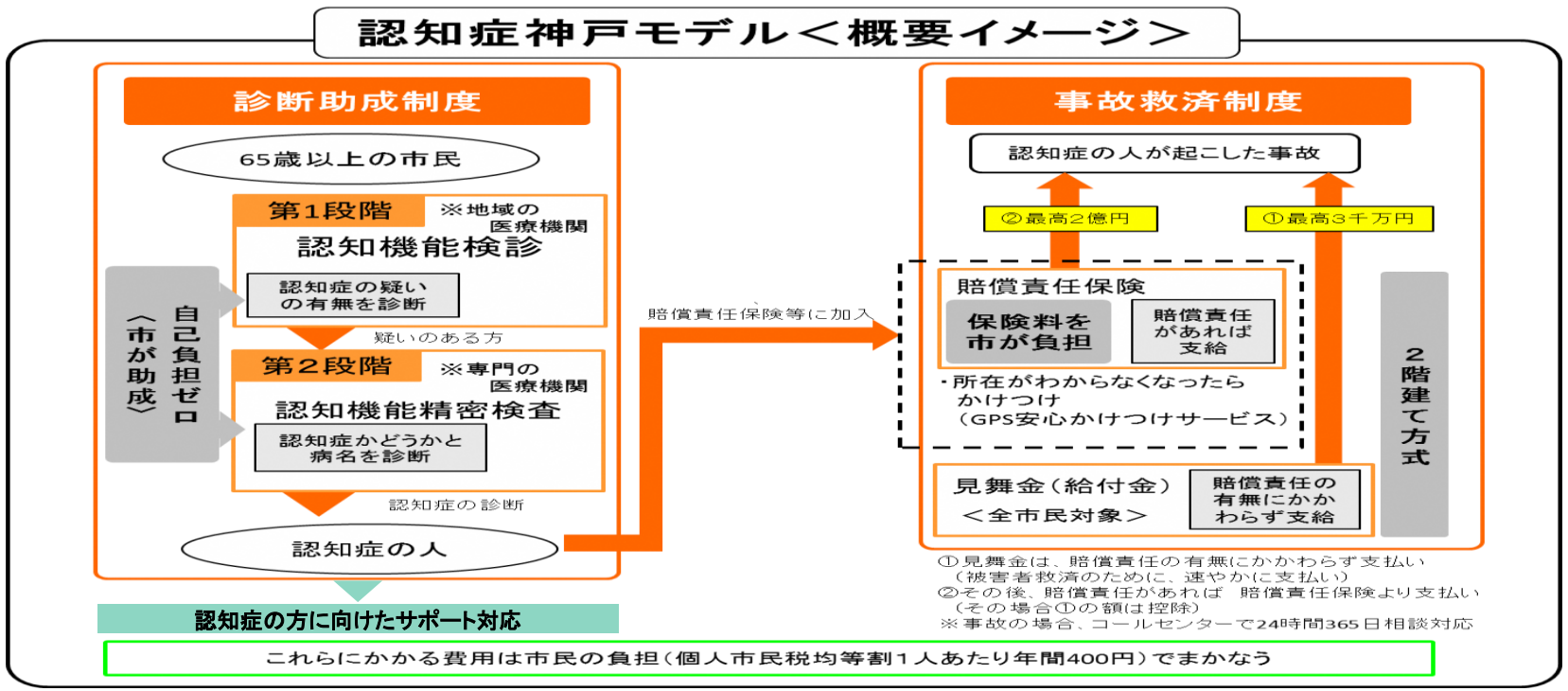

Copyright 2018 © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

4. 認知症に関する取組

認知症の人にやさしいまちづくりへの貢献

認知症神戸モデル（神戸市認知症事故救済制度）

- 平成31年4月1日より、制度運用開始予定。（当社は制度運用支援会社として参画）
- 認知症の人が起こした事故の「被害者救済」を目的としており、損害賠償責任の有無を問わず対象となる給付金制度（一次保険）と、認知症の人ご本人やご家族、監督義務者が損害賠償を負った場合の救済を図る賠償責任保険（二次保険）による二階建て方式を採用。

賠償責任保険制度（二次保険）

- 認知症の人ご本人やご家族、監督義務者が損害賠償責任を負った場合の救済（賠償資力の確保）。

給付金制度（一次保険）

- 神戸市民が「被害者」…損害賠償責任の有無を問わず「被害者救済に係る各種給付金」を支給。
- 神戸市民が「加害者」の内、神戸市民でない者が「被害者」…損害賠償責任を負わない場合であっても「被害者見舞費用給付金」を支給。

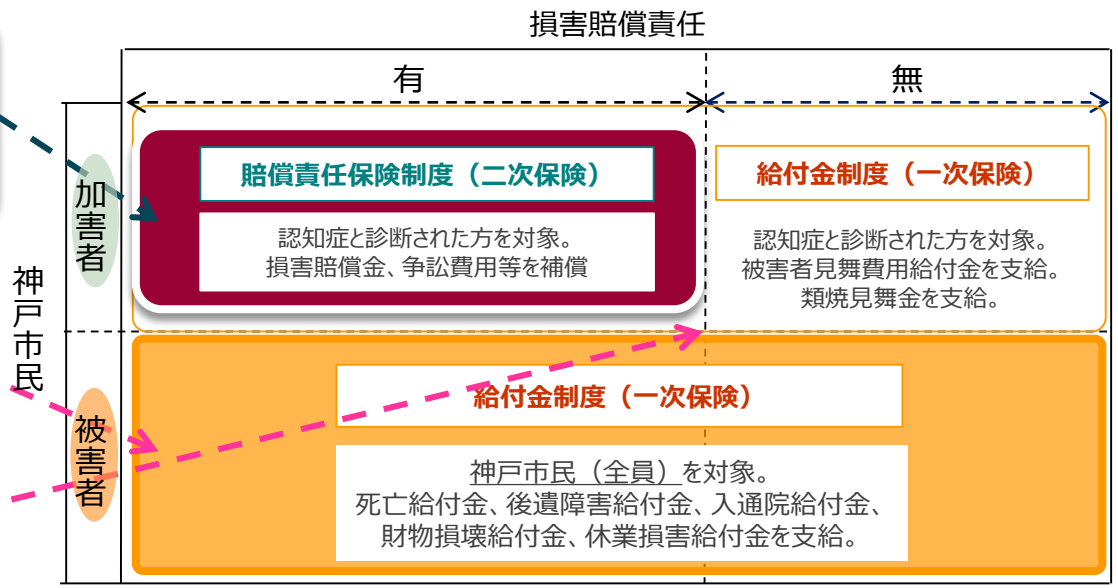

Copyright 2018 © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

5. 認知症バリアフリーの実現に向けた課題・解決策

『まちづくり』・『商品・サービス』の観点

■既存の保険商品・サービスは、一般的には認知症の方又はその家族が加入する形式となっている。認知症は誰しもが発症し得ることを考慮すると、自治体と民間が連携することで、損害保険会社のノウハウの活用や、検査の促進等を含めた、広く住民の方に利便性のある仕組みを大きな枠組（自治体ベース等）で検討・推進していく必要があるのではないか。

　そのためにも各地域の取組の情報共有等、全国の様々な取り組みをより一層情宣し、共有できる仕組が必要と思われる。

■損害保険における認知症の取り組みは、「認知症と診断された際の一時金」や「認知症の人が事故を起こした際の賠償責任保険や見舞金制度」といった『事後の対策』がメインとなっている。

　例えば、認知症の方の「予防」や「共生」に資するようなサービス等をセットすることで、単なる事後補償に留まらない保険商品が必要になると思われる。

Copyright 2018 © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.